

令和7年度 地域循環共生圏づくり支援体制 構築事業参加団体の公募について (公募要領)

令和7年1月17日
環境省大臣官房地域政策課

I. 公募について

1. 公募目的

「地域循環共生圏」とは、地域資源を持続可能な形で活用し、環境・経済・社会を統合的に向上させる事業を生み出し続けることで“自立した地域”を形成しつつ、地域の特性に応じて地域同士が資源を補完し支え合う、自立・分散型の社会を目指す考え方であり、第五次環境基本計画（平成30年閣議決定）において提唱された。

環境省では上記を踏まえ、地域循環共生圏づくりを推進するため、令和元年度から令和5年度まで、地域循環共生圏づくりに取り組む団体に対する伴走支援¹を実施してきた。その成果として、環境パートナーシップオフィス²（以下、「EPO」という。）等を中心とした伴走支援体制を構築するとともに、地域循環共生圏づくりのプロセスをまとめた手引き³を公開した。

第六次環境基本計画（令和6年閣議決定）においても、地域循環共生圏は、同計画の中心概念である「ウェルビーイング／高い生活の質」の実現に向けた「新たな成長」の実践・実装の場として位置づけられている。これを踏まえ、令和6年度からは、各地域での地域循環共生圏づくりを更に強力に推進するため、「地域循環共生圏づくり支援体制構築事業（以下、「本事業」という。）」を実施している。本事業では、各地域において地域循環共生圏づくりに取り組む団体（以下「活動団体」という。）と、その団体への支援を行う主体（以下、「中間支援主体」という。）を合わせて「参加団体」とし、参加団体による地域循環共生圏づくりを支援することを通じて、地域循環共生圏づくりに向けた中間支援⁴ができる担い手を増加させ、地域循環共生圏づくりの中間支援体制強化を図る。

※本公募は、令和7年度予算の成立が前提となるため、今後、内容等が変更になる場合があることをあらかじめご了承ください。

¹ 令和元年度～5年度「環境で地域を元気にする地域循環共生圏づくりプラットフォーム事業」を指す。当該事業の概要はHPを参照のこと。<https://chiiki.junkan.env.go.jp/tsukuru/#a-tsukuru-platform>

² 環境パートナーシップオフィス（EPO: Environmental Partnership Office）とは、「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律」第19条第1項に基づき、地方環境事務所と中間支援組織が各地で共同運営している協働取組の拠点。また、環境省本省と国連大学が共同で運営する拠点として、地球環境パートナーシッププラザ（GEOC: Global Environment Outreach Centre）がある。https://www.env.go.jp/policy/post_156.html

³ 「地域循環共生圏づくりの手引き」<https://chiiki.junkan.env.go.jp/manabu/#a-manabu-tebiki>

⁴ プロセス全体を俯瞰し、変革を促すことを主として、多様な主体間での協働の取組を支援すること。

2. 公募対象

(1) 応募資格

本事業の参加団体は、活動団体1者及び中間支援主体1者で構成されるものとし、代表申請者は中間支援主体とする。

活動団体及び中間支援主体はそれぞれ、地方公共団体、民間団体（株式会社、有限会社、NPO法人、一般社団法人等の法人、任意団体）、協議会の事務局、又は複数の法人等で構成されるコンソーシアムにおける代表団体とする。（申請時点で協議会やコンソーシアムの設立が完了していない場合は、準備中である旨及び設立の目途を実施計画書に記載すること）

本事業に応募する者は、「3. 公募要件」を踏まえて応募申請書等を作成し、「5. 公募説明会」の内容を確認した上で、「6. 応募方法等」に記載の期間までに提出すること。

なお、下記に該当する場合は対象外とする。

- ・活動団体と中間支援主体の担い手が重複している、又は同一組織の所属である場合
- ・活動団体が、令和5年度まで実施されていた「環境で地域を元気にする地域循環共生圏づくりプラットフォーム事業」（以下、「PF事業」という。）に採択されていた場合。（PF事業において採択実績のある団体が、中間支援主体として応募する場合は、本事業の対象とする）

また、以下に該当する団体からの応募である場合は無効とする。

- ・環境省から補助金等指名停止措置又は指名停止措置が講じられている期間中の者
- ・暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する暴力団等の反社会的勢力に係る者
- ・訴訟（刑事・民事）や法令遵守、宗教上の観点で、本事業の遂行に支障をきたすような問題を抱えている者

※再生可能エネルギーの活用による脱炭素社会構築のみを想定している場合には、「地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業」等のエネルギー対策特別会計による補助事業の活用をご検討ください。

（参考）<https://www.env.go.jp/earth/earth/ondanka/enetoku/index.html>

(2) 事業実施期間

原則として、事業実施期間は単年度とする。

ただし、継続に向けた審査を通過した場合、最大3年間事業実施が可能。

(3) 対象地域

令和7年度新規参加団体として公募を行うのは、活動団体の本事業における活動地

域が、以下のいずれかの地域に該当する団体とする。

(対象地域)

中国地方（1件程度）：鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県

四国地方（2件程度）：徳島県、香川県、愛媛県、高知県

九州地方（1件程度）：福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、
鹿児島県（奄美群島の各地方公共団体を除く。）

沖縄・奄美地方（1件程度）：鹿児島県（奄美群島の各地方公共団体に限る）、
沖縄県

3. 公募要件

活動団体は、中間支援主体の支援を受けながら、活動の対象となる地域にて、地域循環共生圏づくり⁵、即ち「地域プラットフォーム」の構築及び「ローカルSDGs事業（地域資源を活用して環境・社会・経済を統合的に向上する事業）」の創出に取り組むこと。

中間支援主体は、活動団体による地域循環共生圏づくりの取組に対し、月1回以上の、対面やオンラインによる打合せ、電話やメールといった様々な形態でのコミュニケーションを通じた中間支援を行う。この際、各地方環境事務所等及びEP0等からなる地方事務局（以下「地方事務局」という。）による助言も踏まえながら支援を行うことで、地域循環共生圏づくりに向けた中間支援機能を向上・発揮すること。

活動団体及び中間支援主体が取り組む内容の詳細は以下の通り。なお、本事業は、補助金や交付金ではなく、地域循環共生圏づくりの中間支援体制の強化を目的としたモデル事業であるため、申請時に提出する実施計画内容を、支援を通して発展的に変更していくことが推奨され、また実施プロセスそのものも本事業全体での成果・取りまとめの一つとなることに留意のこと。

（1）活動団体の実施内容

- 「「地域循環共生圏づくりの手引き」を踏まえ、地域づくりのアクションサイクル（手引きp. 11～）に基づき以下の取組を行うことで、「地域プラットフォーム」の構築と「ローカルSDGs事業」の創出を行う。
 - ① 仲間を探す：地域の人々の話を聞きに行くことで仲間をつくり、地域課題や資源を発掘する
 - ② 地域のビジョンを描く：地域の資源や課題とビジョンの構造を明確化し、地域のコンセプトを描く
 - ③ 体制を整える：地域プラットフォームの機能や役割を整理し、事務局機能を設ける
 - ④ 事業主体を探す・事業を生み出す：地域のビジョンを実現するためのローカルSDGs事業を考えるとともに、事業実施主体を発掘し、実施主体が事業を実施するのを応援する
- 上記の①～④の各過程で、関係者との調整、会議運営、人材育成、構想策定を通じた課題整理・協働取組、事業発掘等を実施するにあたって、中間支援主体との月1回以上の、対面やオンラインによる打合せ、電話やメールといった様々な形態でのコミュニケーションを通じた中間支援を受けること。

⁵ 地域循環共生圏づくりとは、地域の課題や資源の状況を踏まえ、地域のありたい姿（ビジョン）を共有した上で、地域資源を活用して環境・社会・経済を統合的に向上する事業（「ローカルSDGs事業」）を創出するとともに、「ローカルSDGs事業」を生み出し続ける「地域プラットフォーム」を構築することを指す。この際、地域を構成する多様な人々がそれぞれの立場や役割から主体的に地域づくりに参加する（＝①主体性）、環境側面から地域の環境・社会・経済を統合的に良くしていく（＝②地域課題の同時解決）、地域内外における人と人とのパートナーシップを拡大する（＝③協働性）、という地域循環共生圏の三原則が重要。

- 地域プラットフォームの関係者が地域課題や資源、ビジョンを共有し、事業計画をブラッシュアップさせることを目的として、ステークホルダーが意見交換を行う、「ステークホルダーミーティング（名称や位置づけは自由）」を年度中に1回以上開催すること。本会議の開催に要する経費は、本事業の取組の一環として、参加団体経費（後述）から支出すること。
※傍聴者として、環境省（地方環境事務所を含む）、EPO、地域循環共生圏づくり支援体制構築事業の請負者（以下、「請負者」という。）等が参加する場合がある。
- 以下の予定されている会議へ出席すること。なお、出席に必要な旅費・宿泊費については、参加団体経費から支出すること。

キックオフミーティング	全国の参加団体（過年度からの継続団体を含む）が集う会合。5/29（木）に1日程度のプログラムでオンライン開催の予定。
中間共有会	各地方環境事務所等の管轄エリア内で採択された参加団体（過年度からの継続団体を含む）が集う会合。2日間程度のプログラムで、対面開催の予定。場所は各地方環境事務所等の管轄エリア内で、時期は9～11月頃を想定している。

- 下記の資料を作成し、中間支援主体を通じて期日までに提出すること。様式や期日は、事業採択後に改めて案内する。

年度内3回程度の提出物 （7月頃、11月頃、2月中旬頃～3月中旬を想定）	・活動レポート ※必要に応じ、上記以外で地方事務局から活動状況を伺う可能性がある
年度末の提出物 （2月中旬頃～3月中旬頃を想定）	・地域の構想を書き示したコンセプトペーパー（通称「マンダラ」） ・地域の構想の核となる事業の概要（3つ以内）（通称「事業のタネシート」） ・地域プラットフォームの体制図
地方事務局等からの連絡に基づく提出物	・キックオフミーティング、中間共有会等に使用する資料

	・継続審査に必要な資料（次年度の継続を希望する場合）：11月頃を想定
--	------------------------------------

（２）中間支援主体の取組内容

- 「「地域循環共生圏づくりの手引き」等を踏まえ、地域循環共生圏の考え方や、地域循環共生圏づくりの進め方を理解した上で、活動団体による地域循環共生圏づくりの取組に対する中間支援を行う。具体的には、月1回以上の様々な形態でのコミュニケーションを通じ、活動団体の取組をより加速させるための、課題等の見立てと、それに対する打ち手（具体的な支援策）を検討し、それに基づき活動団体への支援を行うこと。
※特に、活動団体が年度中に1回以上実施するとされているステークホルダーミーティングの計画・準備にあたっては、必ず支援を実施すること。
- 見立てと打ち手（具体的な支援策）の検討にあたっては、地方事務局と月1回以上のコミュニケーションを通じて、考え方や方向性等の共有や、それらに対する助言を受けながら実施すること。
- 上記を通じ、地域循環共生圏づくりに向けた中間支援機能（プロセス全体を俯瞰し、変革を促す（＝チェンジ・エージェント機能）ことを主として、多様な主体間での協働の取組を支援する機能）を実践・習得すること。その上で、本事業終了後も、地域循環共生圏づくりを推進するための中間支援主体として活動すること。

（チェンジ・エージェント機能の具体例）

機能	概要	打ち手（具体的な支援策）の例			
変革促進	取組の停滞を打破したり、円滑化するため、やり方を工夫したり、変化させる	物事を整理する 	意味づける 	癒しとなる 	見通しをつける 
プロセス支援	関係者の納得度合いや先を見越したステップの確認など	話を聞く 	場を開く 	喝を入れる 	現在地を確認する 
資源連結	情報提供・資金調達・人材紹介・他地域の事例や人材の紹介など	新しい人を入れる 	事例を紹介する 	本音を引き出す 	拡散する 
問題解決提示	取組の停滞や促進を妨げている課題に対する対策の提案など	文字や図に落とす 	問いを立てる 	会議を進行する 	落としどころを探る 

参考：『環境保全からの政策協働ガイド～協働をすすめたい行政職員にむけて～』

https://www.geoc.jp/content/files/japanese/2018/02/seisakukyoudo_guide2017.pdf

- 以下の予定されている会議に出席すること。なお、出席に必要な旅費・宿泊費については、参加団体経費から支出すること。

キックオフミーティング	全国の参加団体（過年度からの継続団体を含む）が集う会合。5/29（木）に1日程度のプログラムでオンライン開催の予定。
中間共有会	各地方環境事務所等の管轄エリア内で採択された参加団体（過年度からの継続団体を含む）が集う会合。2日間程度のプログラムで、対面開催の予定。場所は各地方環境事務所等の管轄エリア内で、時期は9～11月頃を想定している。
中間支援ギャザリング	全国の中間支援主体（過年度からの継続団体を含む）が集う会合。3/5（木）～3/6（金）に2日間程度のプログラムで対面開催（都内）の予定。

- 下記の資料を作成し、活動団体作成分も取りまとめ、期日までに提出すること。様式や期日は、事業採択後に改めて案内する。

年度内3回程度の提出物 （7月頃、11月頃、2月中旬頃～3月中旬を想定）	・支援レポート ※必要に応じ、上記以外で地方事務局から支援状況を伺う可能性がある
年度末の提出物 （2月中旬頃～3月中旬を想定）	・中間支援振り返りシート
地方事務局等からの連絡に基づく提出物	・キックオフミーティング、中間共有会、中間支援ギャザリングに使用する資料 ・継続審査に必要な資料（次年度の継続を希望する場合）：11月頃を想定

- 中間支援主体の担当者は、地域の活性化を目的に、事業期間（最長3年間。毎年継続審査あり）中は活動団体に伴走をすること。また、活動団体への伴走を責任を持って実施するため、事業期間中は部署異動しない、もしくは、部署異動しても同担当者が伴走を継続する/別の担当者に着実に引き継いで伴走を継続すること。異動の可能性がある場合は副担当を原則配置すること。

（3）その他

- 参加団体は、産官学民連携を促すオンラインSDGsプラットフォームである

Platform Cloverへの登録を行い、地域循環共生圏のコミュニティへ参加し、取組についての発信を少なくとも年度内に1回以上行うこと。

※Platform Clover : <https://platform-clover.net/>

- 本事業の終了後、環境省等が「フォローアップ調査（その後の事業の広がりや進捗を把握するためのヒアリング、アンケート調査等）」や、成果取りまとめのための事実確認等を実施する際には、協力すること。

4. 活動経費及び事業実施体制

(1) 活動経費

参加団体は、請負者と協定を締結した上で、本事業を実施する。請負者は、参加団体の提出する予算書（確定版）に基づき、本事業実施に係る費用を負担する。

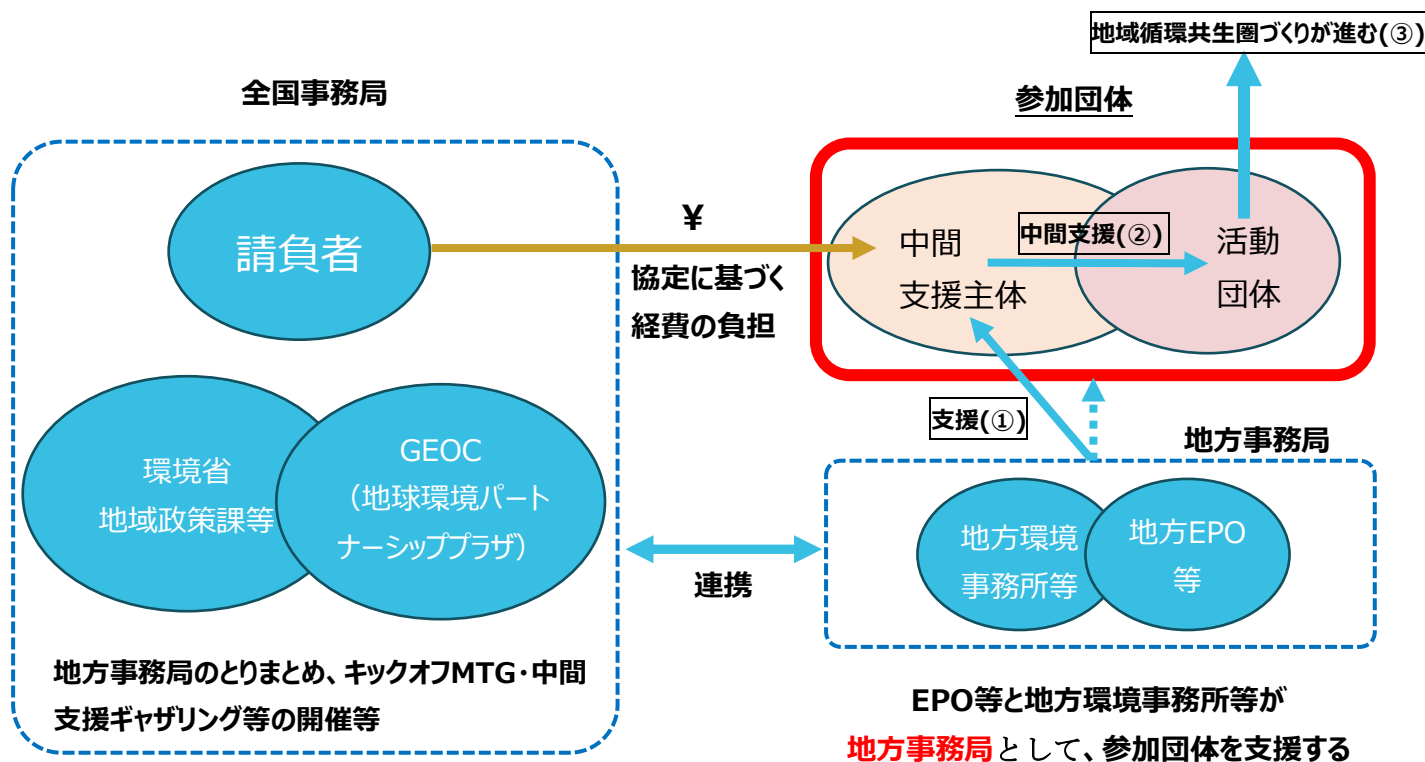
予算については、参加団体（＝中間支援主体及び活動団体合計）で、税込200万円を上限とする。

経費の種目については、人件費、賃金、共済費、諸謝金、旅費、印刷製本費、通信運搬費、委託料、使用料、賃借料及び消耗品費を想定している。ただし、地方公共団体の場合、常勤職員の賃金及び共済費等は対象外。また、5万円を超える備品購入や施設整備等、事業終了後に財産となるような資金は対象外。また、ここに示した対象経費に合致する場合であっても、支出目的が事業の目的に合致しないと判断される場合には、対象とならないことがある。

※採択決定後、審査結果や全体予算の都合等により、取組内容や活動経費の上限を一部変更することがある。また、今回申請する活動に対して既に他の補助金等の支援を受けている場合は、内容の重複部分の費用計上は認めない。

(2) 事業実施体制

- 活動の主体は参加団体（活動団体及び中間支援主体）で、地方事務局との主たる窓口は中間支援主体とする。
- 地方事務局が主に①中間支援主体を支援し、②中間支援主体が活動団体を支援することで、③活動団体の地域循環共生圏づくりを推進する。
※地方事務局は必要に応じて、参加団体全体を支援する。
- 活動経費については、中間支援主体に対して支払われ※、参加団体内部の処理において中間支援経費と活動経費が賄われる。
※請負者からの直接的な資金の受け取り手は、中間支援主体に限定する。
- 本事業での支援期間（最長3年）を通して、特定の課題や地域に応じた、地域循環共生圏づくりに向けた中間支援機能の担い手を創出するとともに、中間支援主体と協力した地域循環共生圏のモデル事例を構築する。



5. 公募説明会

本事業の公募説明会を、令和7年1月23日（木）11時～12時にオンラインにて開催する。また、後日YouTubeにてアーカイブ配信を行う。応募団体（中間支援主体及び活動団体の候補）の主たる担当者は、公募説明会に参加又は公募説明会のアーカイブ動画を視聴し、事業内容を把握した上で応募することが条件となる。

詳細は下記の環境省ホームページを確認すること。

https://www.env.go.jp/press/press_04234.html

6. 応募方法等

(1) 公募期間

令和7年1月17日（金）から令和7年2月17日（月）17:00 まで（必着）

(2) 応募に必要な書類

① 応募申請書【様式1】

- ・押印は不要だが、文書の真正性を確保するため、申請書作成・提出に係る責任者及び担当者の氏名、連絡先等を必ず明記すること。

② 実施計画書【様式2】

- ・環境省HPにて提供している地域経済循環分析の結果等、現状や課題の把握に使用した資料を添付すること。

※地域経済循環分析

(<https://www.env.go.jp/policy/circulation/index.html>)

③ R7年度予算書【様式3】

- ・令和7年度の1年間で、上限額（税込200万円）の範囲内で、本事業の経費として措置する予定のものについて記入すること。

＜添付書類＞

下記について、一部提出が困難と判断される書類がある場合は、その旨を【様式1】応募申請書に明記すること。なお、地方公共団体については提出不要。

- ④ 中間支援主体及び活動団体の定款又は規約等
 - ・個人事業主で定款や規約等がない場合は、開業届等それに代わる書類を添付
- ⑤ 中間支援主体及び活動団体の組織及び活動概要が分かる資料
 - ・様式は不問
- ⑥ 中間支援主体及び活動団体の過去2決算期の事業報告、決算報告（又は事業計画（案）及び収支予算（案））
 - ・過去の実績がない場合や、会計処理を扱わない場合は不要

（3）提出方法等

①提出方法

- ・中間支援主体が代表申請者として、電子ファイル（PDF形式）により、電子メールで送信すること。
- ・電子メールの件名は「令和7年度地域循環共生圏づくり支援体制構築事業参加団体の応募書類」と明記すること。
- ・送信後には、環境省からの受信連絡メールを必ず確認すること。
- ・送信日の翌々営業日11時までに受信連絡メールが届かない場合は、再度電子メールにて連絡すること。
- ・なお、電子メール1通のデータ上限は10MBであるため、必要に応じ分割すること。

②提出先・問合せ先

下記の環境省各地方環境事務所等

地方環境事務所等	メールアドレス・連絡先	管轄
中国四国地方環境事務所	Mail: reo-chushikoku@env.go.jp Tel : 086-223-1581	鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県
四国事務所	Mail: MOE-SHIKOKU@env.go.jp Tel : 087-811-7240	徳島県、香川県、愛媛県、高知県
九州地方環境事務所	Mail: KYUSHU-KANTAI@env.go.jp Tel : 096-322-2411（環境対策課直通）	福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県（奄美群島の各地方公共団体を除く。）
沖縄奄美自然環境事務所	Mail: CN-KYUSYU@env.go.jp Tel : 098-836-6400	鹿児島県（奄美群島の各地方公共団体に限る）、沖縄県

③提出における留意事項

- ・理由の如何によらず、応募書類が提出期限内に提出先に現に届かなかった場合は、審査の対象としない。
- ・郵送・来訪等による提出は期限内であっても受け取ることはできないため、必

ずメールでの提出とすること。

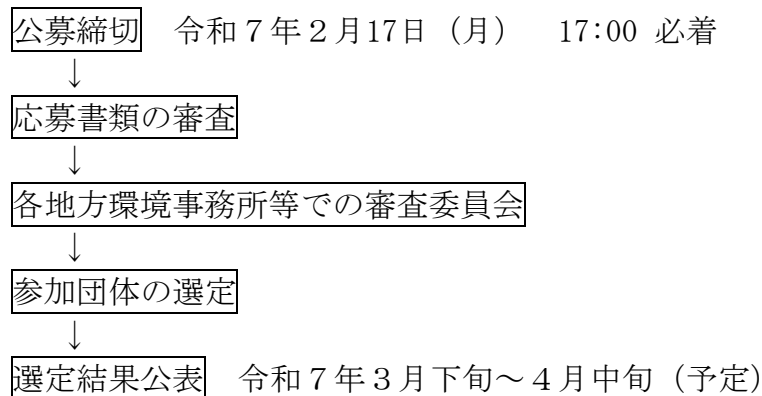
- ・ 必ず令和7年度公募の様式に記載すること。

(4) 応募書類提出後のスケジュール

応募書類提出後のスケジュールの概略は、以下のとおり。

書類審査を通過した者を審査するため、各地方環境事務所等で審査委員会を開催する。審査の過程で、応募内容について各地方環境事務所等からヒアリングを行う場合があるため、対応すること。

なお、選定結果は記載された中間支援主体の連絡先に通知する。



7. 審査

提出された応募書類等を基に各地方環境事務所等において審査を行い、ふさわしいと考えられる参加団体を選定する予定。詳細な審査方法等は以下のとおり（審査は非公開）。なお、審査の過程で、各地方環境事務所等が応募団体（中間支援主体及び活動団体の候補）に対しヒアリング等を行う場合がある。各地方環境事務所等はヒアリングを円滑なものにするため、必要に応じ、応募書類をEP0等に共有する場合がある。

(1) 書類審査

環境省各地方環境事務所等で応募書類の内容等が公募の基礎的要件を満たしているかどうか審査する。例えば、応募書類の明らかな記入誤り（書式・活動内容等）や書類不備がある場合は、本審査の対象とならない場合がある。

(2) 本審査

書類審査を通過した応募について、各地方環境事務所等が設置する審査委員会において、「参加団体の公募に係る応募書類審査（本審査）の手順について」【別添1】及び「参加団体の公募に係る審査基準及び採点表」【別添2】に基づき厳正に審査する。

(3) 参加団体の決定

参加団体の採否の決定は、審査委員会による審査を基に行う。決定に当たっては、審査

結果や全体予算の都合等により、選定された参加団体の取組内容を一部変更することがある。なお、今回申請する活動に対して既に他の補助金等の支援を受けている場合は、内容の重複部分の費用計上は認めない。

8. 審査項目

参加団体の選定における審査項目は、以下のとおりとし、総合的に評価するものとする。

(1) 書類審査における審査項目

- ・必要な内容が記載されているか。
- ・必要書類が添付されているか。

(2) 審査委員会における審査項目

1. 活動団体の目指す地域の姿

- (1) 地域の現状と課題が把握されているか。地域の資源が、持続可能に活用できる資源量（ポテンシャル）も含めて把握できているか。
- (2) 地域循環共生圏の構築を通じてありたい地域の姿が、上記の地域課題等と整合性が取れた、地域循環共生圏の概念に沿ったものとなっているか。

2. 地域に必要なプラットフォームの体制や仕組み及び実現したいローカルSDGs事業

- (1) 地域プラットフォーム全体で見てセクターや分野の多様性があるか。また、活動団体が地方公共団体でない場合、活動団体と地方公共団体とが適切な関係性を構築できる見込みがあるか。
- (2) 実現したいローカルSDGs事業について、地域の環境・経済・社会に起こしたい変化が検討されているか。また、その変化が地域課題解決につながっているか。
- (3) 本事業における取組内容が、地域プラットフォーム構築及びローカルSDGs事業の創出に向けたものとなっているか。

3. 中間支援主体の支援・取組計画の内容

- (1) 中間支援主体が、活動団体の取組の現状と、取組を進める上での課題を把握できているか。
- (2) (1)の現状や課題に対する見立て及び打ち手（具体的な支援策）の内容が、地域プラットフォームの構築及びローカルSDGs事業の創出のためのものとなっているか。
- (3) 中間支援機能を向上・発揮し、それを活かして地域循環共生圏づくりの支援を継続・展開していける見込みがあるか。

4. 実施体制

- (1) 活動団体内で本活動を実施できる体制が整備されているか。
- (2) 事業期間（最長3年）中、中間支援主体が活動団体を支援し続けることができる体制が整備されているか。

Ⅱ．留意事項等

1．事業開始

選定された参加団体は、請負者と協定を締結の上取組を行うことになるため、参加団体の取組実施により請負者が負担する経費の執行は環境省と請負者の契約日以降に可能となります。契約日は現時点で4月上旬を想定しています。

2．事業完了日

参加団体としての事業完了日は、請負者との協定に基づく指定日となります。

3．留意点

(1) 再公募の実施

環境省が必要と判断した場合、再公募を行います。

(2) 応募書類の取扱

提出された応募書類については、応募者に無断で、応募書類の審査以外の目的に使用することはありません。なお、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）に基づき、不開示情報を除いて開示される場合があります。